

## 平塚市技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

### 1 現状

技能労務職員の給与については、平成18年10月に国家公務員に準じて給与構造改革を実施し、技能労務職員の給料月額を、平均で4.4%引き下げました。また、特殊勤務手当についても、その職務内容が危険、不快、不健康又は困難等の特殊な勤務を対象としていることを踏まえた総点検を実施し、技能労務職員が対象となる手当では、8手当を4手当に見直しました。

このような取組みを行ってきましたが、給与は、国家公務員と比べて依然と高い水準にあります。

#### (1) 職種ごとの人数・平均年齢・平均給与等（平成19年4月1日現在）

区 分	平塚市				民間（参考）		A/B
	職員数 人	平均 年齢 歳	平均給 料月 額 円	A 平均給 与月 額 円	平均 年齢 歳	B 平均給 与月 額 円	
全体	373	43.8	315,958	388,648	—	—	—
清掃職員	178	40.8	298,029	375,204	43.3	299,800	1.25
用務員	53	46.4	331,170	403,439	53.9	227,200	1.78
学校給食員	36	49.6	344,731	398,768	38.9	278,500	1.43
自動車運転手	6	57.3	421,983	499,977	55.6	267,300	1.87
その他	100	44.9	321,439	394,417	—	—	—
国家公務員	5,193	48.8	287,094	320,514			

注1 民間のデータは、賃金構造基本統計調査において公表されている平成16年～平成18年の3ヵ年平均データを使用しています。清掃職員、用務員は全国平均、学校給食員、自動車運転手は神奈川県平均です。

注2 技能労務職の職種と民間の職種の比較については、年齢、業務内容、雇用形態等において完全には一致していないため、参考として表示しています。

注3 平塚市の「平均給料月額」は平成19年4月1日現在における職員の給料月額の平均です。

注4 平塚市の「平均給与月額」は給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当の額を合計したものです。

#### 民間との職種比較表（参考）

職 種	平塚市	民 間
清掃職員	ごみ収集作業 ごみ処理作業	廃棄物処理業
用務員	小・中学校校務作業	事業所本来の仕事とは直接関係のない雑務・雑役的な仕事
学校給食員	小学校給食調理 共同調理場給食調理	飲食店・旅館等において客・従業員の食事の献立作成・調理
自動車運転手	運転業務	社員・来客の送迎

## (2) 年齢別職員数（平成19年4月1日現在）

（単位：人）

区 分	21 歳	26 歳	31 歳	36 歳	41 歳	46 歳	51 歳	56 歳	計
	5	5	5	5	5	5	5	5	
	25 歳	30 歳	35 歳	40 歳	45 歳	50 歳	55 歳	60 歳	
全体	5	26	50	77	67	42	51	55	373
清掃職員	5	17	37	41	31	18	14	15	178
用務員	0	3	5	13	4	5	7	16	53
学校給食員	0	1	1	2	8	6	9	9	36
自動車運転手	0	0	0	0	0	0	1	5	6
その他	0	5	7	21	24	13	20	10	100

## (3) その他給与に関する事項

## ア 給料表

技能労務職給料表を適用しています。技能労務職給料表は、本市一般職給料表及び国の行政職俸給表（二）の一部を準用した6級制です。

級別の標準的な職務内容は次のとおりです。

職務の級	職務の内容
1級	技手の職務 施設管理員、庁務作業員、校務作業員、土木作業員、清掃作業員、公園作業員、火葬作業員、事務補助員、看護補助員、看護給食員、給食調理員、労務作業員、家庭奉仕員、用務作業員及びこれらの職務に相当する職務
2級	技師補の職務 相当の知識又は経験を有する施設管理員、庁務作業員、校務作業員、土木作業員、清掃作業員、公園作業員、火葬作業員、事務補助員、看護補助員、看護給食員、給食調理員、労務作業員、家庭奉仕員、用務作業員及びこれらの職務に相当する職務
3級	技師の職務 業務主任の職務
4級	技能職長の職務 業務職長の職務
5級	副技能主査の職務 副業務主査の職務
6級	技能主査の職務 業務主査の職務 相当高度の知識又は経験を有する副技能主査及び副業務主査の職務

## イ 手当

扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当、勤勉手当をそれぞれ該当者に支給しています。特に技能労務職員に支給されている特殊勤務手当は次のとおりです。

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給単価	備考
清掃作業手当	清掃作業に従事する職員	ごみの収集・処理作業等	300円/日 200円/日	平成22年度廃止
有害毒薬物取扱手当	有害毒薬物取扱作業に従事する職員	塩素ポンベ交換、防疫用薬剤散布作業	300円/日 350円/日	
現場危険作業手当	現場において危険作業に従事する職員	アスファルト舗装作業、土木特殊作業車による作業等	300円/日 ~550円/日	
特殊施設等勤務手当	著しく危険、不快又は困難を伴う施設に勤務する職員	環境事業センター、火葬場、破砕処理場等	500円/月	平成20年度廃止
高所作業手当	10m以上の建築物等の上で作業等に従事した職員	環境事業センター内の保守・点検業務等	200円/日	
深夜業務手当	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる業務に従事した職員	環境事業センター内の深夜業務	1,500円/回 勤務時間が2時間未満の場合は750円	
特別清掃業務手当	12月29日から1月3日、5月3日から5日までの間に清掃業務に直接従事する職員	ごみの収集・処理作業等	4,500円/日 勤務時間が4時間以下の場合は2,250円	平成20年度廃止

## ウ 昇給基準

1月1日から12月31日までの1年間の勤務成績により、翌年1月1日に次の区分で昇給します。勤務成績は、ワークカードという能力評価により判定しています。また、現在試行している新たな人事評価制度の完成時に、昇給基準を見直します。なお、57歳を超える高齢層職員については、昇給抑制を行っています。

現 行	区 分 昇 給 号 給 数	特に良好		良好		良好でない	
		5 以上		4		3 以下	
制 度 完 成 時 ( 予 定 )	区 分 昇 給 号 給 数	A		B		C	
		極めて 良 好		特に良好		良 好	
		3 以上		2		1 以下	
		8		6		4	
		4		3		2	
		D		E			
		やや良好 で ない		良 好 で ない			
		2		0			
		1		0			

※ 昇給号給数の下段は高齢層職員の場合です。

## 2 基本的な考え方

技能労務職員の給与については、その職務に必要とされる技能、職務遂行の困難度等職務の内容と責任に応ずるものであり、かつ職員の発揮した能率が十分に考慮されるものでなければならない（職務給の原則）、また、生計費、同一又は類似の職種为国及び地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与を考慮して定めなければならない（均衡の原則）という法律の趣旨を踏まえ、更なる適正化に向けて取組んでいく必要があります。

## 3 給与適正化に向けての具体的な取組み内容

### (1) 給料表の見直し

現在の技能労務職給料表は、ほとんどの部分が一般職給料表に準じていることから、民間企業の賃金体系や国家公務員及び近隣の地方公共団体の給料表を参考に、適正化に向けて見直しを行います。

### (2) 昇給、昇格基準の見直し

平成18年度から試行している新たな人事評価制度を早期に本格実施し、その評価結果に基づいた昇給昇格管理の確立と運用を推進します。

## 4 その他

### (1) アウトソーシングの推進

新平塚市行政改革実施計画（ひらつか協働経営プラン2008）に位置づけられた市民主体の公共サービスを展開するために、これまで技能労務職員が担っていた業務すべてについて、「公」が担うか、「民」に委ねるものなのか総合的な点検を行い、「民」に委ねるものは積極的にアウトソーシングを推進します。また「公」が担うべきものについても、行政サービスの低下にならないことを基本に、効率的かつ効果的な職員体制とします。

### (2) 採用抑制

技能労務職員の退職者に対する補充は、原則として行いません。

以 上